

# 出版健保への手続き

出版健保はみなさまに手厚い給付を行っています。保険証をなくしてしまったとき、子どもが生まれたとき、家族が交通事故にあったときなど、手続きは事業所（勤務先）の健保事務担当者を通してお願いします。

## A

「健康保険被保険者証(保険証)」は1人1枚のカード型です。保険証には氏名、生年月日など重要な個人情報が記載されています。携帯に便利な反面、紛失、盗難などでトラブルの原因にもなります。保管には十分気をつけましょう。

盗難にあつたら、まず最寄りの警察に届出をしたあと、出版健保にご連絡ください。

- ※届出用紙は「被保険者証紛失・き損届・再交付申請書」です。
- ◎任意継続・特例退職被保険者の方が申請するときは、本人確認のため被保険者の「運転免許証」「パスポート」「マイナンバーカード」などの写しか、「住民票」などの公的な証明書の添付が必要になります。

### 保険証をなくしたとき



## B

### 家族が仕事を始めたとき



収入が一定額以上あるときは、被扶養者（家族）削除の届けを提出してください。

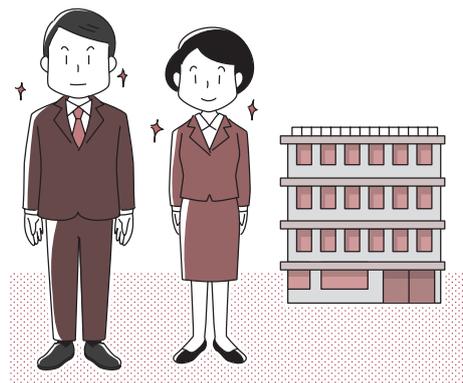
被扶養者（家族）として認められる年間収入（今後1年間に見込まれる収入）の範囲は130万円未満（ただし、60歳以上、または障害年金などを受給している場合は180万円未満）です。収入のほか、続柄や同居か別居かにより認定条件は異なります。

詳細はお問い合わせください。

- ※届出用紙は「被扶養者（異動）届」です。届出の際は、届出用紙と保険証を提出してください。

## C

### 子どもが就職したとき



お子さんが就職されたときは、就職先の健保組合などの被保険者（本人）になります。出版健保には、被扶養者削除の届出が必要です。

- ※届出用紙は「被扶養者（異動）届」です。届出の際は、届出用紙と保険証を提出してください。

D

## 子どもが 生まれたとき

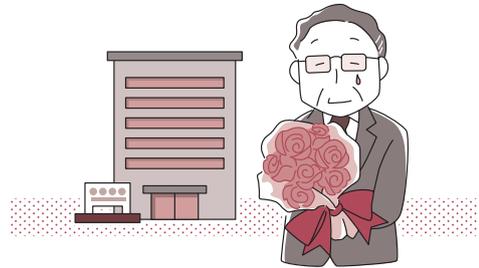


お子さんを被扶養者（家族）にするときは、出版健保に届出が必要です。

- ※届出用紙は「被扶養者（異動）届」です。
- ◎被保険者・被扶養者の出産に対する現金給付として、法で定められた「出産育児一時金」、さらに出版健保独自の付加給付の支給があります。手続き等は、9ページFをご覧ください。

E

## 会社を 退職したとき



退職日の翌日から、出版健保の被保険者（本人）および被扶養者（家族）の資格がなくなります。今までお持ちの保険証は使うことができませんので、速やかに会社に返納してください。

- ※届出用紙は「被保険者資格喪失届」です。届出の際は、届出用紙と保険証を提出してください。

F

## 結婚したとき

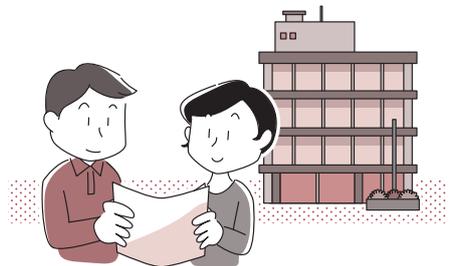
被保険者（本人）が結婚し、年収が一定額未満の配偶者を被扶養者（家族）にするとき、または、子どもが結婚し被扶養者（家族）でなくなったときは、出版健保に届出が必要です。



- ※届出用紙は「被扶養者（異動）届」です。被扶養者でなくなったときは、保険証も一緒に提出してください。

G

## 氏名変更を したとき

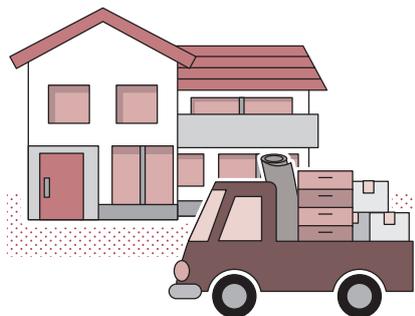


結婚などにより、被保険者の名字が変わるときは、出版健保に届出が必要です。

- ※届出用紙は「被保険者氏名変更（訂正）届」です。届出の際は、届出用紙と保険証を提出してください。

H

住所が  
変わったとき



引っ越しによって住所が変わったときは、出版健保に届け出てください。

- ※届出用紙は「被保険者証記載事項変更届」です。
- ◎特例退職被保険者の方が申請するときは、「世帯全員の住民票」の添付が必要になります。

I

仕事中や通勤途上に  
病気やけがをしたとき



病気やけがの原因が業務上や通勤途上にあるときは、業務上災害や通勤災害となり、健康保険では受診できません。

「労働者災害補償保険（労災保険）」が適用されれば自己負担はありませんので、医療機関の窓口で「労災」であることを申し出てください。そして、事業所（勤務先）の事務担当者に連絡し、労災保険の手続きをしてください。

もし「健康保険」で受診してしまったときは、速やかに出版健保（業務部審査課・大阪支部）にご連絡ください。

J

本人・家族が  
交通事故にあったとき



被保険者（本人）や被扶養者（家族）が、交通事故のほか、スキー場での衝突事故、他人の飼い犬にかまれたなど、第三者の行為によって負傷したり、病気になってしまったときは、必ず出版健保（業務部審査課・大阪支部）に連絡し、「第三者行為による傷病届」などの必要書類を提出してください。この提出書類により、出版健保が一時的に立て替える「本来、加害者が負担すべき治療費」を、後日、加害者に請求します。

# 出版健保の給付

病気のため会社を休み病院にかかっているが、医療費が高額で生活が大変！など、病気・けが等には不安がつきものです。出版健保からの給付には、自己負担を少しでも軽くするために法で定められた「法定給付」に加え、出版健保独自の「付加給付」があります。

手続きは事業所（勤務先）の健保事務担当者を通してお願いします。

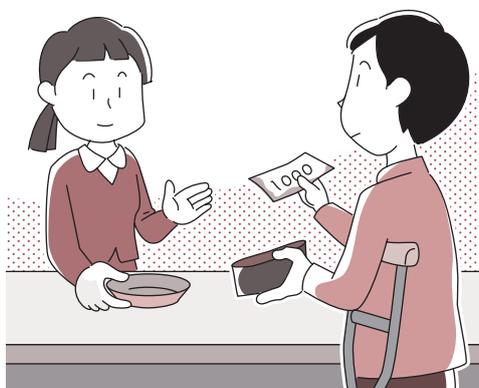
## A

病院で医療費を支払うときに「保険証」を提示すると、3割の自己負担額〔未就学児は2割、高齢受給者（70歳以上75歳未満）は収入により2割または3割〕を支払うだけで済み、残りは出版健保が支払います。

さらに出版健保では付加給付として、医療機関からの請求に基づき、1カ月の自己負担総額が1医療機関ごと（入院・外来別）に20,000円（標準報酬月額が53万円以上79万円以下の方は30,000円・83万円以上の方は40,000円）を超えた金額を支給※します。

※算出額が1,000円未満の場合は不支給。100円未満の端数は切り捨て。

病気やけがをしたとき



## B

急病で保険証を提示できなかつたとき



被保険者（本人）・被扶養者（家族）が急病で保険証を提示できず、医療機関で医療費の全額を支払ったときは、保険診療に準じた額を支給します。

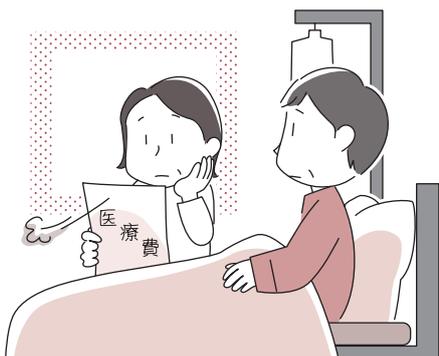
※届出用紙は、「療養費支給申請書」です。

請求の際には「領収書」「診療報酬明細書」「作成指示書」「同意書」等の原本が必要です。

- ◎海外で医療機関にかかったときは、国内の保険診療を基準とします。
- ◎骨折、脱臼による柔道整復師の施術を受ける際は応急手当を除き、医師の同意が必要です。あんま、はり・きゅうの施術、コルセット、関節用装具の作成も同じです。

C

## 医療費の自己負担額が高額になったとき



被保険者（本人）・被扶養者（家族）が、病気やけがで治療を受け、1カ月の自己負担額が高額になったときは、所得等により異なる自己負担限度額を超えた部分を医療機関からの請求明細書をもとに算出します。後日、出版健保から事業所（勤務先）を経由して「高額療養費」を支給します。

また、1カ月に同一世帯で1医療機関ごと（入院・外来別）に21,000円以上の自己負担額が複数あり、その合計額が自己負担限度額を超えたときは、「合算高額療養費」を支給します（合算高額療養費）。

※医療費が高額になるとわかったら、事前に「健康保険限度額適用認定証」を出版健保に申請し、交付を受けた「健康保険限度額適用認定証」を医療機関の会計窓口提示すると、支払いが自己負担限度額までで済みます。オンライン資格確認を導入し、マイナンバーカードが利用できる医療機関等で受診する場合は、申請する必要はありません。

なお、70歳以上で被保険者の標準報酬月額が83万円以上の方と28万円未満の方は、被保険者・被扶養者ともに「限度額適用認定証」の申請は必要ありません。

◎上記の法定給付に加え、出版健保独自の「一部負担還元金」「家族療養費付加金」「合算高額療養費付加金」などの付加給付制度があります。

D

## 病気やけがで会社を休んだとき



被保険者（本人）が病気などで会社を続けて4日以上休み、給与の全額が不支給となったときは、「傷病手当金」として1日につき、支給開始日の属する月以前の直近12カ月の標準報酬月額の平均額を30で割った額の3分の2相当額を支給します。支給開始日から通算して1年6カ月間支給します。給与の一部支給があり、その額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

※届出用紙は「傷病手当金支給申請書」です。請求の際には、医師の労務不能証明の記載が必要です。

◎傷病手当金の支給は、会社を続けて4日以上休んでいることが条件となります。支給は4日目からとなり、3日間は待期間となり、支給の対象になりません。

E

## 出産で会社を休んだとき



被保険者（本人）が出産のために会社を休み、給与の全額が不支給となったときは、「出産手当金」として1日につき、支給開始日の属する月以前の直近12カ月の標準報酬月額の平均額を30で割った額の3分の2相当額を支給します。出産日以前42日間（多胎は98日間）・出産後56日間にわたり支給します。給与の一部支給があり、その額が出産手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

※届出用紙は「出産手当金請求書」です。請求の際には、医師または助産師の証明が必要です。

# F

## 出産したとき

被保険者（本人）または被扶養者（家族）が出産したときは、1児ごとに「出産育児一時金」を支給します。

- ※届出用紙は「出産育児一時金（付加金）請求書」です。請求の際、医師の証明書等が必要です。
- ※健康保険でいう出産とは、妊娠4カ月以上（妊娠85日以上）の出産をいい、出産、死産、流産、早産のいずれのときも支給の対象になります。
- ◎「出産費資金貸付制度」があります。詳細はお問い合わせください。



	本人の出産	家族の出産
出産育児一時金* (産科医療補償制度不該当の場合)	500,000円 (488,000円)	500,000円 (488,000円)
出産育児一時金付加金	標準報酬月額×2分の1 + 6,000円 (支給額が175,000円に満たない場合は175,000円)	175,000円

- ※被保険者資格喪失後の給付については、付加金は支給されません。
- \*出産日が令和5年3月31日までの支給額は、本人、家族とも、420,000円(408,000円)になります。

# G

## 本人・家族が亡くなったとき



被保険者（本人）または被扶養者（家族）が死亡したときは、「埋葬料（費）」を支給します。「埋葬費」は、被保険者（本人）が死亡した際に被扶養者（家族）以外の方が埋葬を行った場合、支給します。

- ※届出用紙は「埋葬料（費）〔付加金〕請求書」です。請求の際、領収書等の原本（火葬料・僧侶謝礼等の領収書、医師の証明書等）が必要となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

	本人の死亡	家族の死亡
埋葬料	50,000円	50,000円
埋葬費	50,000円の範囲内で実費を支給	—
埋葬料付加金	150,000円	80,000円
埋葬費付加金	埋葬に要した費用が埋葬費給付額を超えた場合、150,000円の範囲内で実費を支給	—

- ※被保険者資格喪失後の給付については、付加金は支給されません。